令和4年度第1回福島県社会福祉審議会議事録

日 時:令和4年11月16日(水)

午後3時~午後4時半

場 所:本庁 第一特別委員会室

(伊藤企画主幹) 時間前ではございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。

次第及び出席者名簿、座席図、資料1-1から1-3、資料2、資料3でございます。お手元に不足する資料はございませんでしょうか。

会議開始に当たり、感染対策の取組の説明と御出席の皆様方へのお願いがございます。1点目、会場にお越しの皆様は、会議中はマスクの着用に御協力いただきますようお願いいたします。2点目、今回の審議会ではオンライン出席対応といたします。

本日は、委員4名がオンラインでの出席となっております。映像や音声に乱れが生じる場合も あるかもしれませんので、コメント機能もしくは事務局担当者へお知らせください。よろしくお 願いします。それでは定刻までお待ちください。

(開 会)

(伊藤企画主幹) それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回福島県社会福祉審議会を開会いたします。私は議長に進行をお願いするまで進行を務めさせていただきます福島県保健福祉部企画主幹の伊藤秀一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に福島県保健福祉部長の國分守より御挨拶申し上げます。

(**國分部長**)皆様、こんにちは。保健福祉部長の國分でございます。開会に当たりまして御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本県における保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただき、さらに新型コロナウイルス感染症対策において、各委員それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして重ねて御礼を申し上げます。

現在、感染が再拡大しており、予断を許さない状況が続いております。県といたしましても、 医療機関等と連携し、感染拡大防止に向けてしっかりと取り組んでまいります。

さて、東日本大震災から11年8か月が経過いたしましたが、被災者の見守りや健康支援等の継続、県全域での医療福祉介護人材の確保育成など、本県を取り巻く課題は山積しております。

今年度は県の最上位計画である福島県総合計画と、本県の保健医療福祉分野における中長期的な方針を示す福島県保健医療福祉復興ビジョンの初年度となります。

本日は総合計画とビジョンを実現していくため、今後の進行管理について御審議いただくこと としておりますので、委員の皆様それぞれのお立場から御意見・御提案をいただければ幸いでご ざいます。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き御協力・御支援をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(伊藤企画主幹) お集まりいただいた委員の皆様については、お手元の委員名簿のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。ここで新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

福島県手をつなぐ親の会連合会副会長 森田孝子委員でございます。

福島県老人クラブ連合会会長 鈴木泰雄委員でございます。

新任委員の皆様の任期は、他の委員の方々と同様に令和5年7月9日までとなっております。 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、事務局の職員につきましては、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長國分のほかお 手元にございます事務局名簿のとおりとなっておりますので、御確認願います。

次に、定足数の確認をいたします。本日は審議会委員23名のうち16名の委員が出席されております。これは福島県社会福祉審議会条例第6条第4項に規定する過半数の出席を満たしておりますので、本会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは議事に入ります。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員長が議長となります。鎌田委員長は議長席への移動をお願いいたします。 委員長には挨拶を頂戴したのち、議事進行をお願いいたします。

(鎌田委員長) それでは、一言御挨拶申し上げます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

2020年2月以来、新型コロナの感染拡大で、社会構造や環境、生活様式、我々の意識も大変変化いたしました。社会変動も加味した資源の配分やビジョン計画について、その課題や対応が全て含まれた保健医療福祉関係の全般的な事業について御審議いただくのがこの審議会でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門の立場から忌憚ない御意見を賜りたいと思います。

なお、本日は、90分間の審議時間とさせていただきたいと事務局より依頼を受けております。 感染拡大の防止ということでございますので、そちらの制限も加わりながら、活発な御意見を賜 りたいと考えております。それでは、御挨拶に代えさせていただきました。着座にて進めさせて いただきます。

まず、議事録署名人についてですが、こちらで指名をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

そういたしますと、名簿の登載順でお一人目が、日本赤十字社福島県支部事務局長の佐藤宏隆 委員、お二人目が福島県社会福祉協議会事務局長の関靖男委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

(1)の福島県保健医療福祉復興ビジョンの進行管理について、事務局より説明をお願いいたします。

(保健福祉総務課長)保健福祉総務課長の郡司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 新たな復興ビジョンの策定に当たりましては、昨年度1年間、委員の皆様には多くの御協力を いただきまして、ありがとうございました。

本日の審議会では、今年度からスタートいたしましたビジョンの進行管理方法を御審議いただくとともに、今年度実施している代表的な取組を中心に御説明をさせていただきたいと考えております。

それではまず資料1-1によりまして、ビジョンの概要と進行管理の方法について御説明をいたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。こちらにビジョンの概要をまとめてございます。 新任委員の方もいらっしゃいますので、改めて簡単に概要を御説明させていただきます。

このビジョンの期間は新たな総合計画と同様、令和4年度から令和12年度までの9年間としております。

ページ中ほどの左側にある四角囲みを御覧ください。目指すべき将来の姿を記載の3つの観点から表現し、各分野の施策を推進することとしてございます。

また、右側の四角囲みに記載いたしました基本理念は、施策を推進するに当たりまして、欠くことの出来ない考え方や姿勢を表してございます。

次に、資料の1番下の段、主要施策を御覧いただきたいと思います。スローガンとした「やさ しさと笑顔あふれるふくしま」を実現するため、記載の5つの柱で施策を推進してまいります。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。保健医療福祉関連の計画の体系図でございます。 総合計画が県の最上位の計画としてございまして、この部門別計画として、ビジョンが位置づけ られてございます。さらにこのビジョンが包括する個別計画として、その下にありますそれぞれ の計画が関連計画として位置づけられてございます。

次に、4ページをお願いいたします。本日お諮りしたいところでございますが、このビジョン の進行管理方法の案でございます。

まず、「1 基本的な考え方」でございますが、ビジョンは5つの主要施策、24の施策そして24の代表指標と88の補完指標から成り立っております。これらについてしっかりPDCAサイクルを回していきたいと考えております。

「2 進行管理の方法」でございます。ビジョンの進行状況の点検に当たりましては、5つの主要施策ごとに、施策と指標の進行状況を毎年度把握、分析してまいります。総合計画等との整合を図りながら点検し、点検結果は、審議会に御報告させていただいて、委員の皆様から意見をいただき、次年度以降の取組などに反映させてまいりたいと考えております。

次に5ページをお願いいたします。進行管理の様式でございます。施策の進行状況、本日の資料1-2でございますが、こちらでは5つの主要施策ごとに指標の状況や主な取組内容に基づきまして、課題や方向性を導き出し、施策の点検を行うこととしたいと考えております。後ほど、令和4年度の主な取組について、御説明させていただきます。

もう一つは、指標の進行状況、本日の資料1-3でございます。それぞれの指標の推移・現状分析・課題・今後の取組等をまとめてございます。指標につきましては、四角の囲みに記載のとおり、AからDの4段階で毎年度評価を行いたいと考えております。総合計画と重複する指標も多いことから、総合計画の達成基準と同様としております。

なお、「4 初年度の取扱い」について記載しておりますが、本日の審議会におきましては、ビジョンの策定から7か月を経過したばかりであることから、資料1-3を用いた指標の達成状況、いわゆるABCDでの評価は行わないこととさせていただきたいと考えております。資料1-3につきましては、次回以降の審議会で使用する様式として、御了承いただければと考えておりま

す。以上が進行管理についての説明でございます。

続きまして、令和4年度における各施策の進行状況の資料について御説明をいたします。資料 1-2を御覧いただきたいと思います。分野ごとに御説明をさせていただきますが、その前に簡単に資料の作りを説明させていただきます。 2ページをお開きいただきたいと思います。まず、主要施策ごとに代表指標の状況を記載しております。繰り返しになって申し訳ございませんが、今回指標の達成状況については、評価を行っておりません。

次のページを御覧ください。施策ごとに上から課題、代表的な取組、今後の方向性という作りになっております。課題と今後の方向性につきましては、主にビジョンから抜粋したものでございますので、今回は令和4年度の代表的な取組を中心に、各取組を代表する課の課長より説明をさせていただきます。時間の関係上、全ての施策について、御説明は出来ませんが、御了承いただきたいと思います。それでは、順に施策1より説明をさせていただきます。

(健康づくり推進課長)健康づくり推進課長の笹木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

主要施策1の「全国に誇れる健康長寿県の実現」について御説明いたします。資料 1-2の2ページを御覧ください。1から5の施策のうち、今回は1と3について、御説明させていただきます。

施策1「健康維持、増進するための環境づくりの推進」でございますが、3ページをお開きください。上段課題については、健康長寿の更なる延伸と健康格差の縮小が求められております。

また、東日本大震災・原子力災害における被災された方の健康保持や被災市町村における保健 サービス体制構築に対する継続的な支援が求められております。中段、令和4年度の代表的な取 組としましては、1番目の健康長寿ふくしま推進事業において、ウォーキングなどの運動習慣の 定着を図るふくしま健民アプリの運用や医療・保健のデータに基づく地域分析、企業における健 康経営の促進、被災市町村の個別支援など様々な取組をこの中で行っております。また、3番目 の県民健康調査事業においては、原子力発電所の事故を踏まえ、放射線による外部被ばく線量の 推計や甲状腺検査、健康診査等を実施しております。

今後の方向性といたしましては、健康寿命については延伸の傾向にありますが、メタボリックシンドロームなどの健康指標が改善されていないことから、引き続き食・運動・社会参加を柱とした健康づくりの取組を地域や職域の関係者と連携して推進してまいります。

次に、施策3「がん対策」について御説明します。5ページをお開きください。課題としては、がんの一次予防・二次予防に関する取組、医療提供に係る二次医療圏間の連携体制の構築、患者さんの状況に応じた支援体制の整備が求められております。令和4年度の代表的な取組としましては、がん対策推進事業において、がんの知識と検診の重要性に係る情報発信、若い世代を対象とした啓発、検診受診者にインセンティブを付与するキャンペーン等を実施しております。また、がん患者支援事業において、ウィッグ、いわゆるかつらなどの購入費用の助成や、介護保険が適用されない若い患者さんの在宅ターミナルケアの支援等を行っております。

今後の方向性としましては、がん検診や精密検査の受診率向上に向けた情報発信や啓発活動を 更に推進してまいります。また、がん拠点病院や協力病院の連携による切れ目のないがん医療提 供体制を構築するとともに、医療機関における患者さん等の相談支援体制の整備を図ってまいり ます。

(地域医療課長) 地域医療課長の玉川と申します。

それでは、9ページ主要施策2をお開きください。「質の高い地域医療提供体制の確保」でございます。タイトル下に記載してあります4つの施策のうち、1と3の2つについて説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。施策1「医師、看護師等の医療従事者の確保と質の向上」でございます。課題につきましては、医師の絶対数の不足、産婦人科医など特定診療科の不足、人口減少等を踏まえた中での看護師の養成・確保等が課題として挙げられます。令和4年度の代表的な取組としましては、医師確保修学資金等を通じた医師の育成・確保、ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業による産婦人科医等の確保・育成、そして地域医療介護総合確保事業やふくしま医療人材確保事業等による医療人材の確保・養成等の実施をしております。

今後の方向性としましては、県立医大の医学部定員の継続的な確保や修学資金等を活用した卒業生の県内定着、医療機関と協力した研修医の確保に取り組むとともに、看護師等の医療従事者の養成・定着、再就業の支援等を行ってまいります。

13ページをお開きください。施策3「感染症対策の推進」でございます。課題としましては、新たな感染症に対応するための人材の養成・確保など、感染症対策の再検討が必要であるほか、withコロナのもとでの感染拡大防止対策、予防接種に関する情報の提供、結核患者の早期受診等が挙げられます。代表的な取組としましては、コア人材となり得る感染管理認定看護師の資格取得に要する経費補助に加え、県内における養成課程の開講準備を行うなど感染症人材の育成を図るとともに、感染症予防対策事業等によりまして、疫学調査や感染対策の取組などを進めております。

今後の方向性としましては、正しい知識の普及啓発や感染症に関する専門人材の養成体制の強化を進めるほか、新型コロナ感染症の受診検査療養体制の確保や医療従事者の支援など、関係団体と連携して体制の確保を進めてまいります。

なお、感染症法の改正の動きもあることから、改正されました場合にはその内容を踏まえ、適切に対応してまいります。

(こども・青少年政策課長) こども・青少年政策課長阿部でございます。よろしくお願いします。

主要施策 3 「安心して子供を生み育てられる環境づくり」について御説明いたします。 1 6 ページを御覧ください。施策 1 「出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現」でございます。課題につきましては、少子化が進む本県においては、人口を維持し、持続可能で活力ある地域社会を維持していくため、県民の出会いから出産までの希望の実現を支援していくことが重要となりますので、希望する方が希望どおりに結婚・妊娠・出産をして子育てできる環境を整えることが必要です。令和 4 年度の代表的な取組としましては、結婚・子育て応援事業でございます。本事業では、ふくしま結婚・子育て応援センターを中心に結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた各種事業を実施しており、例えば、結婚マッチングシステム「はぴふくナビ」によるマッチング支援等を行っております。

今後の方向性としましては、引き続き県民の出会いの機会を提供していくとともに、市町村が 行う婚活に関するセミナーやイベントを支援するなど、結婚しやすい環境づくりに取り組んでま いります。

続いて、18ページを御覧ください。施策2「子育て支援」でございます。課題につきましては、保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にありますが、解消には至っておりません。

また、共働き世帯の増加など、社会環境変化により、子どもが安全安心に放課後を過ごす場所に対する保護者のニーズが高まっております。代表的な取組としましては、保育所及び放課後児童クラブの待機児童数 0 に向けて、認定こども園施設整備事業や放課後児童クラブ等施設整備事業により施設整備の支援を行うとともに、それらに従事する職員の資質向上や人材確保を図るため、各種研修を実施しているところでございます。

今後の方向としましては、引き続き保育所や認定こども園の整備を支援して、保育の受け皿の確保や保育人材の確保・育成を図るとともに、多様なニーズに応えるため、子育て支援施策の一層の充実を図り、子どもが健やかに成長するための環境づくりを推進してまいります。

続けて19ページを御覧ください。施策3「援助を必要とする子どもや家庭への支援」でございます。課題につきましては、経済的困窮や家族介護等の課題を抱えている子ども、いわゆるヤングケアラーに対する支援が必要となっております。代表的な取組としましては、ヤングケアラー支援体制強化事業により、ヤングケアラーの状況を把握するため、小学校5年生から高校3年生に対し、実態調査を行うとともに、周囲の大人たちの機運を促すため、教育・福祉・介護に関わる関係機関等への研修やコーディネーターの配置、児童への周知啓発により支援を必要とする児童を早期発見・支援に取り組んでおります。

今後の方向性としましては、ヤングケアラーについては、市町村や関係機関等と連携しながら、 早期把握及び支援に努めるとともに、社会的認知度の向上等に取り組んでまいります。

(社会福祉課長) 社会福祉課長の新妻でございます。

主要施策 4 「いきいき暮らせる地域共生社会の推進」の主な施策の取組について御説明をいたします。資料 1 - 2、23ページを御覧願います。施策 1 「県民一人一人がともにつながり支えることのできる社会づくりの推進」のうち地域共生社会でございます。核家族化や少子高齢化の進行、さらに新型コロナウイルス感染症流行の長期化で、経済的生活困窮に加え、家庭内で支える力の低下や、人と人との交流の在り方の変化など、社会的孤立が顕著となっておりまして、誰もが身近な場所で安心して生き生きと暮らし続けられる地域共生社会実現のための体制整備や地域課題を解決に導く仕組みづくりが必要ということが課題になっております。令和 4 年度の代表的な取組としまして、地域共生社会構築支援事業について説明いたします。県社会福祉協議会に市町村による重層的支援体制整備事業を推進する調整員を配置しまして、市町村や市町村社協への訪問、アドバイザーの派遣、事業実施に向けた研修会を開催するとともに、市町村地域福祉計画の策定のための方部別説明会の開催や訪問支援、地域課題を解決する支援人材の育成のための研修会などに取り組んでおります。

課題を踏まえた方向性としましては、引き続き地域共生社会実現の基礎となる地域福祉計画の 全市町村における策定を目指し、必要な支援を行っていくとともに、重層的支援体制整備を支援 することにより、多くの市町村が包括的な支援体制の構築を行えるよう努めてまいります。

次に資料1-2、24ページを御覧願います。こころの健康等でございます。課題につきましては、本県の自殺死亡率、これは他県と比較して高い水準で推移しており、自殺対策の強化が求められているところでございます。

令和4年度の代表的な取組としまして、自殺対策緊急強化事業について御説明いたします。市町村が行う自殺対策への支援や自殺対策推進センターへの運営のほか、自殺対策強化月間としている9月には、テレビ・ラジオCM等による普及啓発を行うとともに、自殺予防に関するフォーラムの開催、悩みを語り合う場の提供など、自殺対策に取り組む民間団体への補助を行ってござ

います。また、コロナ禍において女性や若者の自殺者数が増加傾向にあることから、SNS等を活用した相談対応や女性と若者に生じやすい悩みをテーマとしたセミナー及び相談会を9月に相馬市、11月に郡山市で開催し、今後は順次地域ごとに開催していく計画でございます。

課題を踏まえた方向性としましては、精神疾患等の正しい知識や自殺防止に関する県民の理解を促進するため、SNS等を活用した普及啓発に取り組むとともに、女性や若者も相談しやすい体制づくりに努め、関係機関等と連携し自殺対策を推進してまいります。

次に資料1-2、25ページを御覧願います。施策2「介護・福祉サービス提供体制・質の向上」のうち人材育成・確保等でございます。課題につきましては、介護人材の需要が高い状態が続いておりまして、介護施設等職員の不足感も高いことから、引き続き介護職員の確保・定着に向けた対策が必要でございます。令和4年度の代表的な取組としましては、福祉介護人材プロジェクトということで、人材確保やイメージアップの事業を実施しておりますが、特に、今年度から、若手世代の参入促進のため、県の教育委員会が実施する普通科における「特色ある教育プログラム」の福祉コースに決定しております会津西陵高校と勿来高校を対象として出前講座や職場見学会等を実施し、介護の仕事に対する具体的なイメージを持ってもらうということで、介護分野への参入を促進しております。

方向性といたしましては、引き続き介護イメージアップ、人材マッチング、人材確保、人材育成、人材定着の5本の柱を軸に、さらに多様な人材の参入促進を図るなど、介護人材の確保に努めてまいります。

(食品生活衛生課長)食品生活衛生課長の金澤と申します。よろしくお願いいたします。

資料1-2、30ページを御覧ください。主要施策5「誰もが安全で安心できる生活の確保」について御説明をさせていただきます。31ページを御覧ください。施策1「水道基盤の強化」でございます。課題といたしましては、市町村等水道事業者において、安全な水道水の安定した供給を継続していただくための施策が必要となっております。

令和4年度の代表的な取組といたしましては、原発事故以降実施しておりますが、水道水等の 放射性物質モニタリング検査を実施し、検査結果を速やかに各水道事業者に還元するとともに、 県のホームページで情報提供を行い、水道水の安全確保の支援を行っているところでございます。 また、水道施設の老朽化対策及び耐震化等の取組を支援するため、市町村等が行う施設整備等を 対象とした交付金の交付を行うなど、市町村等の水道事業の継続に必要な支援を行っているとこ ろでございます。

今後の方向性でございますが、引き続き安全な水道水の安定的な供給が継続されるよう市町村 等水道事業者を支援してまいるところでございます。

続きまして32ページを御覧ください。施策2「食品等の安全・安心の確保」でございます。 課題といたしましては原発事故以降、放射性物質による本県産食品への不安が、依然として根強 く残っているため、これらに対応する施策の実施が必要となっております。令和4年度の代表的 な取組ですが、本県産の農林水産物を原料とする加工食品の放射性物質の検査を実施し、こちら も検査結果を速やかに、県のホームページ等で情報提供を行い、本県産加工食品の安全確認を行 ってまいります。なお、本県産農林水産物の放射性物質の検査につきましては、役割分担して県 農林水産部にて検査を実施し、同様に県ホームページ等で情報提供を行っているところでござい ます。また、令和3年6月の食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに、放射性物質の 管理を組み合わせた本県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP」の県内食品事業者への導入 を推進するため、研修会等を開催しているところでございます。

今後の方向性でございますが、引き続き食品等の安全と安心を確保するための施策を実施して まいります。

(鎌田委員長) 各課長より御説明いただきました。ただいま事務局から福島県保健医療福祉復興 ビジョンの進行管理についての説明でございましたが、御意見や御質問などございませんでしょ うか。渡部委員お願いいたします。

(渡部委員)進行状況6ページの中で、「健全な食生活を育むための食育の推進」とございますけれど、この食育の内容については、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。特に今、食育と言っても、皆さんの身体が出来ているのも食育なんです。食べ物の基本的な考え方をきちんとしておかないとこれから先、大変になるのではないでしょうか。特に日本は、かなり食品添加物もあるし、ましてや福島県は正直にいって、放射線災害でかなり食が乱れていると思います。

基本的に考えると、例えば、地産地消とか、穀物、菜食とか、そういうきちんとした食育に対する考え方や教育の仕方など何かあるのでしょうか。

(鎌田委員長)はい、ありがとうございます。食育についての県の考え方で、教育の在り方、考え方についてどうでしょうかということでございましたが、いかがでしょうか。

(健康づくり推進課長)健康づくり推進課でございます。食育につきましては、福島県の食育推進計画に基づきまして、関係課、私どもの健康づくり推進課だけではなく、教育庁であるとか、あるいは生産を担う農林水産部ですとかそういったところが連携して当たっております。この計画につきましては、単に身体に良いものを食べましょうというだけではなく、健康なこころと身体を育むために、ライフステージに応じた望ましい食習慣を身に付けるということと、農林水産業や食産業の体験や交流などを通じて、食文化の継承やあるいは地産地消についても、推進していくこととなっております。

さらに、原子力発電所の事故の経験を踏まえて、食の安心安全に向けた判断力とか、行動力などを育むことを目指して、様々な施策を推進しているところでございます。

(渡部委員) ありがとうございます。その中の食育に対する教育というのは、小学生からやるのですか。中学生からやってらっしゃるのでしょうか。

(健康づくり推進課長) ライフステージに応じたということで、例えば妊産婦に対する教育とか、 それぞれの幼稚園、小学校、あるいは高齢になるまですべてのライフステージに応じて食育は必 要だと考えておりまして、それぞれに応じて学校教育の中でも、もちろん取り組みますし、高齢 者に対する教育といったことも様々なツールを通じて行っているところでございます。

(渡部委員) それは人の歯の並び方をみるとわかると思うのですけれども、穀物、それから動物 性タンパク質とかの教育も一緒にされていらっしゃるのでしょうか。

(健康づくり推進課長)委員のおっしゃるとおりです。歯ですとか、どういったものを取るのか、

高齢であればタンパク質が重要といったこと、もちろんバランスのとれた食生活は基本でございますけれども、特に世代に応じてどういったものが必要といったところについても教育の内容に含まれております。

(渡部委員) ありがとうございました。

(鎌田委員長) ありがとうございます。第四次福島県食育推進計画の中で詳しい内容が計画されているという話でございました。その他はいかがでしょうか。関委員お願いいたします。

(関委員) 資料 1-2、 1 9ページのヤングケアラーの支援体制強化事業ですが、厚労省では今年度から全国的に補助金を出しながら、各自治体で取り組めるように動いており、福島県ではいち早く実施していることは良いことだと思います。

私ども県社協でも、県の委託を受けて町村部を対象に生活困窮者自立相談支援事業を実施していますが、そのケースの中にヤングケアラーの事例が出てきています。参考までに、母子家庭のお母さんと小学生と中学生の子どもが2人の事例を具体的に申し上げたいと思います。お母さんが、精神保健福祉手帳を取得するほどでもないけれど病弱で精神疾患があり、若干自分では料理などが作れなかったり買い物が出来なかったりしています。子どもの方は、小学生のお子さんが学校には通学しきちんとご飯を食べています。ただ、中学生のお子さんについては、高校への進学をあきらめているようで、現在少し学校に行かなくなっているようです。そういう子どもの支援もさることながら、精神的に弱いお母さんの支援をしなければいけない状態です。市町村において包括的に何とかしなければいけないわけですが、市町村の段階ですとまだ縦割りで、障がいは障がい、お母さんはお母さん、子どもは子どもという支援になっています。

日本の福祉は縦割りですから、市町村の段階で、包括的にきちんと支援ができるような取組みを学校も含めて行っていかなければならないと思います。現実的に私ども県社協の支援ケースの中でも少しずつ目立ってきております。御本人からの相談はほとんどなく、困ってらっしゃるのに相談窓口も何も知らないですし、小学生や中学生のお子さんからの相談はまずできないと思います。

ですから、学校や保健師、または隣近所の方に何らかの方法で見つけていただいて、相談につなげていただくケースが私ども県社協の支援ケースになっています。また、学校の先生を含め周りの人たちは、親の世話や家事などを子どもが行うと良いことをやっているという見方をします。しかし、それによって学校に行けなくなったり進学出来なかったりというようなことになっては良くない訳ですから、様々な施策は重なる部分もありますので、ぜひ総合的に施策を推進してほしいと思っています。そのような県の取組みによって市町村の段階で包括的に重層的に支援ができるようになっていくのだと思います。そういうビジョンの中身だと思いますので、総合的に支援をしていく仕組みづくりをする施策の推進をよろしくお願いしたいと思います。

(鎌田委員長) ありがとうございます。御意見をいただいたということで、私の方からもよろしいでしょうか。教育部局の県教育委員会や教育事務所では、結構ヤングケアラーについて、スクールソーシャルワーカーが中心になって活動しておりますし、地域包括支援センターや障がいの相談支援所がアウトリーチをしてニーズが上がってきます。教育部局はビジョンの中に入っておりませんので、今、関委員がおっしゃられたように、別の部局、関係する部局との庁内横断的な

取組をお願いしたいということと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。そのほかは、 いかがでしょうか。 渡部委員どうぞ。

(渡部委員)資料1-2、23ページにある地域共生社会ということですけれども、特に高齢者と障がい者の地域での自立ということで、ここに記載していますが、なかなか高齢者と障がい者の自立というのは非常に難しい問題だと思っています。障がい者に対する自立相談や事業の実施とか、包括的な相談支援事業の実施とされています。これは、地域包括支援センターのことを指しているのでしょうか。それとも別のことを指しているのでしょうか。

(鎌田委員長)地域共生社会のところで障がいと高齢ということで、分野別の地域包括ケアの関係性も、国からも示されているところでありますが、その辺を教えていただきたいということだと思いますのでよろしくお願いします。

(障がい福祉課長)障がい福祉課長の長谷川でございます。障がい者の自立ですが、相談窓口につきましては、各市町村の障がい福祉部門、それから高齢者の包括支援制度とは別に、基幹相談支援センターがございますので、まずはそちらで相談をお受けしています。障がいは人それぞれですし、その方の希望をよく聞いて、どういったサービスにつなげればよいのか、一人一人相談していただいて、そこで決めさせていただくというような形をとっております。

(渡部委員) 基幹相談支援センターの話は分かるのですが、基幹相談支援センターは会津にはありますが、南会津にはありません。自立支援協議会で色々と検討してはいますが、正直基幹相談支援センターを作るのは難しいです。色々と条件がございます。 4~5年前から働きかけをしているが、受けるところがなく難航しております。その中で、相談体制がなかなか出来ないので、どうしたらよいか困っております。どうしたら良いでしょうか。

(障がい福祉課長) 南会津の状況については、承知しているところでございますけれども、地域 それぞれの社会資源の条件は、違ってございますので、今ある社会資源を活用してどういった体 制を取れるのかということになろうかと思います。その点につきましては、渡部委員は御承知か と思いますけれども、地域の自立支援協議会等で課題があるのは、もうやむを得ないこととして、 その中でどうしていくのがいいのか、相談しながら、なかなか充分とは言えないまでもその中で、 現時点では最善を尽くしていくしかないのかなと考えておりまして、御理解いただきたいと思い ます。

(鎌田委員長) 社会福祉法人の地域貢献でありますが、様々な今ある資源の伸び代を伸ばしなが ら、何か工夫できないかという答えだとは思いますが、いかがでしょうか。

(渡部委員) ありがとうございます。

(鎌田委員長) 地域によっては資源が非常に整っていないということで、厳しい状況にありますけれども、皆様の御努力でアイディアを出していただきたいということだと思います。そのほかいかがでしょうか。

(松枝委員)資料1-2、15ページの「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」の現状分析の代表指標ですけども、ここに合計特殊出生率の目標値を1.80という希望出生率を持ってきた理由は何でしょうか。

というのは、普通ここは、社会保障人口問題研究所の中位推計、下位推計を持ってこないといけないのではないかと思います。これだけの希望数を上げるためには具体的に科学的エビデンスは何を持ってきたのか1.80という希望推計をここに上げておく理由がわかりません。

また、基準年度が全部ばらばらで、2年・3年・4年と厚生月報で報告しているはずなのでここを統一出来ないのかなと思います。

さらにもう一つ、保育所は待機児童が徐々に解消しており、徐々に放課後児童クラブの方に需要はシフトしているはずですが、それが全然この統計から見えてきません。もう既に3.6%から1.6%に半減しています。

最後に意識調査(福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合)で、目標値は86.0% 以上まで持っていくとしています。その政策的な根拠というのは何かということをお伺いしたい と思います。

(鎌田委員長)四つほど入っていると思いますが、いかがでしょうか。1.80の合計特殊出生率のエビデンスであるとか、年度の表記が異なっているであるとか、いろんな内容が入っておられましたが、保育園から児童館、放課後児童クラブへのシフトというようなことが入っておりました。いかがでしょうか。

(こども・青少年政策課長) 最初の合計特殊出生率の件について、お答えいたします。

こちらにつきましては、本県では、ふくしま創生総合戦略と人口ビジョンを作成しておりまして、そういった中で、県民アンケートをとりまして、県民の希望出生率を算出しました。算出方法としては、国の計算方法に準拠した形で算出をしております。

将来、令和22年、2040年に福島県民の希望出生率を2.11と算出しまして、それを目標とした時に、均等に上昇するような目標の立て方をする中で、令和12年の目標として、1.80という数字を目標値として掲げさせていただいております。

(松枝委員)計算式は分かりますが、国勢調査の確定値と速報値の数字を踏まえた計算なのでしょうか。国勢調査の確定値は出ています。国勢調査の確定値が出てくる中で、1.80まで持っていけるということですか。

(こども・青少年政策課長)目標値については先ほど申し上げたとおりです。この最新値につきましては、毎年、人口動態統計のほうで、統計の結果を出していただいております。今、お話しがありましたその実績値に対しての目標値との位置づけですが、目標値については先ほど申し上げたとおりで、県民の希望出生率というものをベースにして計算をしておりますので、乖離が出てくる部分がございますが、その希望の実現に向けて、我々は施策を積み上げながら、目標値に到達できるように、これからしっかりと進めてまいりたいと考えております。

(鎌田委員長) すみません、時間が少し迫ってきましたので、申し訳ありませんが、次の発言で

最後とさせていただきます。

(松枝委員) 少子化とずっと叫ばれてきていますが、子どもよりも子どもを産む母親の世代がちょうどいなくなる時期があります。進学で大学や短大とかに行って、その時期にいないので、なおかつ、もう30年も少子化対策と言っておきながら、何も国がやってこなかったので、2世代分が子どもを産んでいません。だから逆に言えば今の計画をつくっても、この目標値まで持っていくためには、いかに高校生を地元の大学に行かせるかとか、高校卒業してから東京に行ったあと戻ってこないと、この目標は明らかに達成出来ないと思って質問させていただきました。

(鎌田委員長)実は皆さん御存じのように岡山県の奈義町ですが、合計特殊出生率2.9という地区もあって、国内でぽつぽつ、合計特殊出生率、出生数が上がっている自治体も出てきております。そういう好事例を本県でも参考にしながら、お子さんを生み育てやすい環境を松枝委員が御懸念いただいたように、県の部局においても御検討いただければと思います。また、併せて児童クラブへのシフトの数字がちょっと少ないのではないかという、保育園の充足率はまだまだかもしれませんが、出生数を緩和すると放課後児童クラブの方が数字的に伸びる必要があるのではないかという御懸念もあったのでその辺はいかがでしょうか。

(子育て支援課長)子育て支援課でございます。保育所等の入所希望者に対する待機児童の割合、放課後児童クラブの待機児童の割合は年度の違いはございますが、こちらにつきましては、最新値の国の公表時期の状況もありまして、保育所につきましては既に公表となっておりまして、最新の令和4年度になっているのですが、児童クラブについては、まだ公表されてないということで、前年度の3年度ということでそれぞれの基準値が1年ずつずれています。松枝委員が御指摘のとおり保育所の待機児童数が減っている状況ですから、放課後児童クラブのほうにシフトしていった状況はありますので、それは把握しておりますが、現状令和3年度の状況は、令和2年度と比べれば、減っている状況であります。また、こちらの数値につきましては、それぞれ令和6年度まで保育所、放課後児童クラブともに待機児童0を目指しているので、最終年度も0を目標設定値としております。

(鎌田委員長) 松枝委員、よろしいでしょうか。それでは、事務局は各委員の御意見を踏まえな がら今後進行状況の点検を実施していただくようお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長)はい、ありがとうございます。それでは次の議題に移らせていただきます。 報告事項の(1)県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の進捗状況について、 報告事項としてお願いをしたいと思います。それでは事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長)はい。それでは、資料2を御覧ください。まず初めに、これまでの経過等について御説明をさせていただきたいと思いますので、1ページをお開きいただきたいと思います。2段落目に記載しましたとおり、法改正や施設を取り巻く社会情勢の変化等から、平成28年度に県立社会福祉施設の見直しの検討を行いました。その結果、同年10月の本審議会の意見

答申を踏まえまして、県立社会福祉施設のあり方の見直しについて、対応方針を策定したところでございます。さらに、平成30年2月に具体的な手順や方策、時期等を工程表で示しまして、随時進行管理をしていくこととしております。

おめくりいただきまして、次ページが各施設の工程一覧表となっており、上段が平成30年2 月に策定しました工程表でございまして、下段が工程表に基づく計画の実行状況となっております。

各施設の実行状況につきましては、各担当課から説明をさせていただきたいと思います。まず、 私から、13ページ、太陽の国関連施設につきまして、説明をさせていただきます。

太陽の国クリニック等につきましては、平成18年度から指定管理施設として、福島県社会福祉事業団に管理を委託しているところでございます。令和3年度から令和7年度の指定管理期間におきましても、引き続き県社会福祉事業団を指定管理者として選定いたしました。

表の1番下、対応・方向性の実行状況を御覧いただきたいと思います。

太陽の国交流センターの宿泊機能につきましては、現在建替中のけやき荘に家族が宿泊できる家族室を準備していることや、近隣に民間の宿泊施設が整備され、太陽の国周辺の宿泊環境が整ってきたことを踏まえまして、令和5年度に廃止を予定しております。廃止に向けた条例改正の議案を、来月12月の定例県議会に提出をさせていただきたいと考えております。

白樺寮につきましては、施設の老朽化等に伴い、昨年度、解体をさせていただいたところでございます。

太陽の国関連施設の取組・実行状況につきましては以上でございます。続きまして、各施設の 所管課から説明させていただきます。

(児童家庭課長) 児童家庭課の渡邉です。児童家庭課所管施設について御説明をさせていただきます。 2ページを御覧いただければと思います。 2ページの 6 施設、こちらは児童家庭課所管施設でございますが、最下段の郡山光風学園、こちらは令和 3 年度で廃止しておりますので、現時点で運営しているのは 5 施設となります。このうち状況に変化があった若松乳児院と大笹生学園について、御説明させていただきたいと思います。 6ページをお開きください。若松乳児院につきましては、医療機関と連携した新たな乳児院を整備するため、下の実行状況の下から 2 行目になりますが、令和 3 年度に策定した新たな乳児院整備計画に基づき、指定管理候補者である星総合病院が、病院跡地に整備する乳児院について、実施計画を年度内に作成予定となっております。今年度後半以降、整備計画どおり新たな乳児院を開設できるよう指定管理候補者の施設整備をサポートしていくとともに、居室ユニット化による家庭的な教育環境の確保、里親の協力拠点になるなど、乳児院に求められるニーズへの対応が医療機関に委託するメリットとして活かせるよう管理業務の内容の詳細に調整してまいります。

続きまして8ページを御覧ください。大笹生学園でございます。大笹生学園につきましては、 指定管理に向け、県内で障がい児入所施設を運営する法人等に聞き取り調査を実施、公募条件の 再検討を行っております。1番下の対応状況の1番下のアンダーライン部分ですが、聞き取り調 査では大笹生学園の施設のほか、障がい児入所施設全般についての幅広い御意見をいただいてお ります。これを踏まえつつ本審議会答申の趣旨である障がい児入所施設が担うべき役割への対応 と大笹生学園の課題を解決できるよう慎重に検討を進めてまいります。以上です。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課でございます。私からは障がい福祉課所管の施設について御説

明させていただきます。10ページをお開きください。ばんだい荘あおば・わかばでございます。10ページの下の対応・方向性の欄ですけれども、適正な定員規模につきましては、わかばは、定員割れの状態が続いていることや、いわゆる過齢児について、継続して入所できるみなし規定が令和6年3月で終了することから、移行調整の協議の場を設置し、定員規模について協議を進めていきたいと考えております。

続いて11ページをお開き願います。ひばり寮でございますけれども、こちらも下の欄、対応・ 方向性をご覧いただきたいと思いますが、令和8年度の大規模改修に向けて、定員縮減について 引き続き検討してまいります。

次に、12ページを御覧ください。けやき荘・かしわ荘・かえで荘でございますけれども、まず、けやき荘の新築工事でございますが、現在、来年6月の開所に向けて工事を進めているところでございます。かしわ荘の新築工事につきましては、今年度と来年度の2か年で工事を進める計画となっておりますが、12月の請負工事の契約締結に向けて現在準備を進めているところでございます。

かえで荘の整備工事につきましては、施設のあり方を踏まえて引き続き検討を進めてまいりた いと考えております。以上でございます。

(鎌田委員長) ありがとうございました。ただいま事務局から県有社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表の進捗状況について説明をいただきました。これについて何か御意見・御質問などございますか。当初の計画に基づいて粛々と進んでいるという報告でございました。特によろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

それでは、次の報告事項にまいります。(2)の保育所部会の審議状況についてです。今年の1月に書面で開催をしました、令和3年度第3回福島県社会福祉審議会におきまして、「園児虐待等の類似事件再発防止策に関すること」を保育所部会で調査することと報告をいたしました。前回報告より約10か月が経過いたしましたので、保育所部会の部会長より、現時点での審議状況を審議会に報告したいとの御要望をいただきました。本来であれば、保育所部会長である原野委員から直接御説明をいただくところではございますけれども、本日御欠席のため、福島県社会福祉審議会運営規程の第9条に則り、委員長判断のもと、代理での報告を認めることといたします。

代理として、審議会の臨時委員であり、保育所部会所属の鈴木靖弘委員に御説明をお願いした いと思います。

(鈴木臨時委員) 御紹介にあずかりました弁護士の鈴木と申します。原野委員に代わって経過を報告させていただきたいと思います。

資料3を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思います。先ほど御説明ありましたように1月に私は臨時委員として選任され、今年の3月24日に保育所部会が開かれ、私の方で、県と二本松市の関係文書を確認し、事実関係を整理し、これらの作業後、ほかの委員からの意見を踏まえて再発防止策を検討するということとなりました。

私のイメージとすれば翌月ぐらいに全部文書を見させていただいて、委員から意見を聴取して

報告書案をまとめるという流れで考えておりましたが、資料の裏を見ていただくと、令和4年6月9日に県の関係文書を全て調査いたしました。1日で終わりましたが、これで、ある程度認可後の事実経過については、私の方で取りまとめさせていただいて、次は二本松市の調査に入ろうかと思ったのですが、県を通じて二本松市の方に調査協力を依頼したところ、公文書公開条例に基づいて開示は拒否しますと回答がありました。公開条例に基づく申請ではないとやりとりを何回かさせていただいて、結論、開示をいただけないということでした。原野部会長からも、二本松市の担当者にメールと電話等でやりとりをしていただいて、それでもやはり開示出来ないということで、10月7日に私と原野部会長で、二本松市役所を訪問し、担当者と対面で説明の上、開示について協力を求めたのですがやはり開示は拒否されました。

その理由とすれば、今、二本松市と県が、被害者の家族から損害賠償請求訴訟を提起されており、訴訟係争中であるため、特に私が調査したかった認可前の事実、事実経過は、二本松市の保有する情報・資料ではないと解明出来ないので、認可前の資料を特にお見せいただきたいということでしたが、その訴訟係争中の理由で開示を拒否されました。それを踏まえて、11月8日に保育所部会の打合せをさせていただいて委員の方に経過を報告させていただきました。その中で、やはり二本松市の認可前の情報が重要だということで、もう一度二本松市と交渉して、資料開示を求めることになり、私から、改めて市の担当者に情報開示を求めましたが、訴訟係争中なのでとのことなので、多分これは顧問弁護士の方で指示しているのだと思って、顧問弁護士と協議させてくださいということで、訴訟を担当している顧問弁護士と協議をさせていただきました。

電話でのやりとりだったのですが、やはり、今、認可前の事実が訴訟において、争点になっているとのことでした。どういうことがあったかが争点になっているので、それを、保育所部会の方に、社会福祉審議会の方に開示することは問題だということで拒否されました。

そのため、現時点では二本松市からの資料開示をいただけないという前提で、特に認可後の事実経過を踏まえて、今部会の方々に、問題点と再発防止策を検討いただいて、来月12月に保育所部会を開く予定で、そこで問題と検討再発防止策、意見をあらかじめ求めた上で、協議した上で、報告書という形にまとめていきたいと考えています。

(鎌田委員長) はい、ありがとうございます。

ただいま鈴木委員から保育所部会の審議状況について、説明をいただきました。御意見・御質問などございませんでしょうか。その認可前の情報が非常に微妙な位置づけであるということで開示できないという状況でございましたので、なかなか難しい状況でございます。何か御質問・御確認などないでしょうか。

(質疑なし)

(鎌田委員長) それでは今後、予定どおり進めていただくということで、また後日御報告をいただきたいと思います。ありがとうございました。5番目の「その他」ということで、本日予定しておりました議事については以上となりますけれども、各委員の皆様から何か補足などはありませんか。

(意見なし)

(鎌田委員長)限られた時間の中で、御審議をお願いすることとなり、申し訳ございませんでした。コロナということで、御了承いただきまして、本日予定しておりました議題は全て終了になります。

皆様方には、御協力いただきまして、円滑な御審議いただきまして、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(伊藤企画主幹) 長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。最後に保健福祉部長の國分より挨拶申し上げます。

(國分部長)本日は委員の皆様、それぞれの御立場から御意見・御提案をいただきまして、誠に ありがとうございました。

皆様からいただきました御意見を、保健福祉部、こども未来局、それから教育庁を始め、関係 部局としっかりと共有し、施策に反映してまいりたいと考えております。

今後も御意見・御要望を丁寧に伺いながら、保健医療福祉の充実に取り組んでまいりたいと考えております。本日はありがとうございました。

(伊藤企画主幹)本日はお忙しいところ審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。